

京都大学リスク・コンプライアンス委員会規程

令和8年9月18日
達示第77号制定

第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、京都大学リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、教職員及び学生が安心して自由で独創的な研究による知の創成に取り組むことができる環境を構築するとともに、本学の社会的責任及び公共的使命を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 全学的又は横断的なリスクに関する予防、その真因の究明及び再発防止策の策定に関すること。
- (2) リスク・コンプライアンス事案に対する対応策

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 理事
- (3) リスクマネジメント支援オフィス長
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 リスク・コンプライアンス担当の理事（以下「担当理事」という。）は、所掌するリスク・コンプライアンスに関する事案に関し委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項により報告のあった事案について審議し、必要と認めるときは、当該事案に対する対応策等を指示することができる。

第7条 委員会に関する事務は、リスクマネジメント支援オフィスにおいて処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。